

安全工学会 定款細則改正 新旧対比表

新	旧
第一章 総 則 (総則) 第1.1条 特定非営利活動法人安全工学会（略称をNPO安全工学会または単に安全工学会とする。また以下では本会という）の運営は、定款に定めるもののほか、この細則による。 第二章 会 員 (会員種別の変更) 第2.1条 会員がその種別を変更しようとするときは、その旨を書面で申出ること。会長は正当な理由がない限り変更を認めなければならない。ただし、学生会員が学籍を有しなくなったときは、普通会员とする。 (会員の名義変更) 第2.2条 維持会員および賛助会員の内団体会員において、本会に届け出されている団体の代表者、連絡者または会員権行使者が代わった場合には、速やかに新しい者を会長に届け出なければならない。 (会費) 第2.3条 本会の入会金及び年会費は、理事会の議決を経て定められた会費規程による。 (会費の納入) 第2.4条 会員は、会費を4月末までに納入しなければならない。 2 会員が種別を変更したときは、その年度から変更された会員種別の会費を納入しなければならない。ただし、新会費が旧会費を下回る場合には差額を返戻しない。 (会員の特典) 第2.5条 普通会员および学生会員は、会誌への論文投稿の権利、ならびに本会の主催する研究発表会等で研究を発表する権利を有する。 2 会員は、会誌および図書の優先配布を受けることができる。 3 会員は、本会の施行する行事に参加する場合には、参加費の割引を受けることができる。	第一章 総 則 (総則) 第1.1条 特定非営利活動法人安全工学会（略称をNPO安全工学会または単に安全工学会とする。また以下では本会という）の運営は、定款に定めるもののほか、この細則による。 第二章 会 員 (会員種別の変更) 第2.1条 会員がその種別を変更しようとするときは、その旨を書面で申出ること。会長は正当な理由がない限り変更を認めなければならない。ただし、学生会員が学籍を有しなくなったときは、普通会员とする。 (会員の名義変更) 第2.2条 維持会員および賛助会員の内団体会員において、本会に届け出されている団体の代表者、連絡者または会員権行使者が代わった場合には、速やかに新しい者を会長に届け出なければならない。 (会費) 第2.3条 本会の入会金及び年会費は、総会の議決を経て定められた会費規程による。 (会費の納入) 第2.4条 会員は、会費を4月末までに納入しなければならない。 2 会員が種別を変更したときは、その年度から変更された会員種別の会費を納入しなければならない。ただし、新会費が旧会費を下回る場合には差額を返戻しない。 (会員の特典) 第2.5条 普通会员および学生会員は、会誌への論文投稿の権利、ならびに本会の主催する研究発表会等で研究を発表する権利を有する。 2 会員は、会誌および図書の優先配布を受けることができる。 3 会員は、本会の施行する行事に参加する場合には、参加費の割引を受けることができる。

維持会員および賛助会員の場合は、当該会社の全社員が参加費の割引等を受けることができる。

第三章 役員の選出

(役員の原則)

第3.1条 役員は、会員の中から選出する。

(推薦委員会)

第3.2条 本会は役員選出を公正に行うため、役員候補推薦委員会（以下推薦委員会という）を設ける。

第3.3条 推薦委員会の委員は、会長が理事会の議決を経て理事、監事および評議員の中から委嘱し、委員の互選により委員長1名を選任する。ただし、委員長および委員は、次期役員候補者（以下役員候補者という）となることはできない。

2 前項の委員長および委員の任期は、総会終了時までとする。

第3.4条 推薦委員会は5名以上7名以下の委員をもって構成する。

(役員候補者の推薦)

第3.5条 推薦委員会は、役員候補者の専門分野、所属、および年齢などの分布を考慮して、会長候補者1名、副会長候補者2名以内、監事候補者2名を含む17名以上22名以下の役員候補者を選出する。

第3.6条 推薦委員会の委員長は、理事会に於いて役員候補者を報告する。総会において役員候補者を役員として選任する。

第3.7条 理事又は監事に欠員が生じた場合、理事が15名未満、監事が1名未満にならない限り、その期において補充は行わない。

第四章 理事会

(構成と権限)

第4.1条 理事会は、理事をもって構成し、総会の権限に属するものを除き、基本的な方針ならびに会務に関する重要事項の企画、調整、決定および承認を行い、本会の運営を司る。

2 常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事会権限の会務での緊急事項の企画、調整、決定及び承認を行う。

(会議の招集)

第4.2条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは副会長が、さらに副会長に事故があるときには、あらかじめ定められた代行順位により、他の理事が招集権者となり、会長名で理事会を招集する。

2 定例の理事会は、原則として3ヶ月毎に、年4回招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、この他に招集することができる。

維持会員および賛助会員の場合は、当該会社の全社員が参加費の割引等を受けることができる。

第三章 役員の選出

(役員の原則)

第3.1条 役員は、会員の中から選出する。

(推薦委員会)

第3.2条 本会は役員選出を公正に行うため、役員候補推薦委員会（以下推薦委員会という）を設ける。

第3.3条 推薦委員会の委員は、会長が理事会の議決を経て理事、監事および評議員の中から委嘱し、委員の互選により委員長1名を選任する。ただし、委員長および委員は、次期役員候補者（以下役員候補者という）となることはできない。

2 前項の委員長および委員の任期は、総会終了時までとする。

第3.4条 推薦委員会は5名以上7名以下の委員をもって構成する。

(役員候補者の推薦)

第3.5条 推薦委員会は、役員候補者の専門分野、所属、および年齢などの分布を考慮して、会長候補者1名、副会長候補者2名以内、監事候補者2名を含む17名以上22名以下の役員候補者を選出する。

第3.6条 推薦委員会の委員長は、理事会に於いて役員候補者を報告する。総会において役員候補者を役員として選任する。

第3.7条 理事および監事に欠員が生じた場合、理事が15名未満、監事が0名にならない限り、その期において補充は行わない。

第四章 理事会

(構成と権限)

第4.1条 理事会は、理事をもって構成し、総会の権限に属するものを除き、基本的な方針ならびに会務に関する重要事項の企画、調整、決定および承認を行い、本会の運営を司る。

(会議の招集)

第4.2条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは副会長が、さらに副会長に事故があるときには、あらかじめ定められた代行順位により、他の理事が招集権者となり、会長名で理事会を招集する。

2 定例の理事会は、原則として3ヶ月毎に、年4回招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、この他に招集することができる。

3 臨時の理事会は、会長が理事現在数の<u>3分の1以上</u>の者から、特別の議題として、その事由を付記した書面をもって理事会の開催を請求されたとき、<u>又、監事より定款24条第3項第3号により理事会の開催を請求されたときは、その請求があった日から14日以内に招集する。</u>（<u>定款24条では理事総数の3分の1となっており、同25条では14日以内に招集するとなっている。</u>） <u>この他に、定款24条第3項で監事からの招集請求がある。（第15条第5項第5号）これを条文に入れる必要がある。）</u> <u>4. 常任理事会の開催は、会長が必要と認めた時に開催することができる。又、常任理事の要請により会長が認めた時にも開催することができる。</u> （招集の手続） 第4.3条 理事会の招集は、会長名で各理事および各監事に対して、日時、場所および必要事項を記載した開催案内ならびに出欠回答を電子文書またはハガキを送付し通知する。 2 通知の発送は、前条第3項で招集期限が規定されているものを除き、開催日の14日前までに行う。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 3 <u>常任理事会の招集手続きは理事会招集に準じる。</u> （会議の議長） 第4.4条 理事会、<u>常任理事会</u>の議長には、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、第3条第1項の代行順位に準じ、他の理事が議長を務める。 （開催と議決） 第4.5条 理事会及び常任理事会は、<u>理事及び常任理事総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。</u> <u>但し、定款30条の2項の書面で表決した理事に関しては出席とみなす。</u> 2 <u>理事会及び常任理事会に提出された議案については、定款第44条「定款の変更」、第45条「解散」、第46条「残余財産の帰属」、第47条「合併」に定めのあるものを除き、出席理事の過半数の同意をもって議決することができる。可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 3 監事は、職務執行上の事項ならびに事業および会務に関し、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。 4 <u>理事会及び常任理事会には、学識経験者、その他必要と認めた者の出席を求め、関係する議題について意見を聞くことができる。ただし、この場合の出席は、関係する議題に限る。</u> （主要議題） 第4.6条 理事会の議決ならびに承認などを必要とする諸事項（以下「主要議題」という）は理事会の決議を経て別に定める。	3 臨時の理事会は、会長が理事現在数の2分の1以上の者から、特別の議題として、その事由を付記した書面をもって理事会の開催を請求されたとき、その請求があった日から7日以内に召集する。 （召集の手続） 第4.3条 理事会の召集は、会長名で各理事および各監事に対して、日時、場所および必要事項を記載した開催案内ならびに出欠回答を電子文書またはハガキを送付し通知する。 2 通知の発送は、前条第3項で召集期限が規定されているものを除き、開催日の14日前までに行う。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 （会議の議長） 第4.4条 理事会の議長には、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、第3条第1項の代行順位に準じ、他の理事が議長を務める。 （開催と議決） 第4.5条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。 2 理事会に提出された議案については、定款第44条「定款の変更」、第45条「解散」、第46条「残余財産の帰属」、第47条「合併」に定めのあるものを除き、出席理事の過半数の同意をもって議決することができる。可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 監事は、職務執行上の事項ならびに事業および会務に関し、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。 4 理事会には、学識経験者、その他必要と認めた者の出席を求め、関係する議題について意見を聞くことができる。ただし、この場合の出席は、関係する議題に限る。 （主要議題） 第4.6条 理事会の議決ならびに承認などを必要とする諸事項（以下「主要議題」という）は理事会の決議を経て別に定める。
---	---

2 前項の主要議題で、緊急に対応する必要があり、期日的な制約などで理事会に付議することが不可能と会長が判断したときは、<u>常任理事会で対処できるものとする</u>。常任理事会でも対処不可能の場合は、会長、副会長及び担当理事において対処することができる。ただし、次に開催される理事会で事象の報告・確認を行う。 (理事の報告) 第4.7条 理事は、自らが担当する次の各号のそれぞれについて、理事会に報告する。 (1) 理事会の主要議題についての経過および結果 (2) 理事会が必要と認めるその他の重要事項 (監事の報告) 第4.8条 監事は、職務執行上の事項に関し、疑義があると思われる事項については、理事会に報告する。 (議事録) 第4.9条 理事会の議事については議事録を作成し、議長および出席理事の代表者2名が署名押印のうえ、これを事務局が保存する。 2 前項の出席理事の代表者2名は、理事会毎に、役員名簿に従い原則として順次送りで選出する。 3 議事録の確認は、その次に開催される理事会において行う。	2 前項の主要議題で、緊急に対応する必要があり、期日的な制約などで理事会に付議することが不可能と会長が判断したときは、会長、副会長及び担当理事において対処することができる。ただし、次に開催される理事会で事象の報告・確認を行う。 (理事の報告) 第4.7条 理事は、自らが担当する次の各号のそれぞれについて、理事会に報告する。 (1) 理事会の主要議題についての経過および結果 (2) 理事会が必要と認めるその他の重要事項 (監事の報告) 第4.8条 監事は、職務執行上の事項に関し、疑義があると思われる事項については、理事会に報告する。 (議事録) 第4.9条 理事会の議事については議事録を作成し、議長および出席理事の代表者2名が署名押印のうえ、これを事務局が保存する。 2 前項の出席理事の代表者2名は、理事会毎に、役員名簿に従い原則として順次送りで選出する。 3 議事録の確認は、その次に開催される理事会において行う。
第五章 評議員会 (評議員) 第5.1条 本会に20名以内の評議員を置く。評議員は、理事会の決議を経て、会長がこれを任免する。 2 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。 3 期の途中で欠員が生じた場合においても、補充は行なわない。 (評議員会) 第5.2条 評議員会は原則として年1回会長が招集する。 2 評議員会の議長には、会長があたる。 3 会長は評議員会の開催通知を14日前に評議員に行なう。 (審議事項) 第5.3条 評議員会の審議事項は次の各号に定めるものとする。 (1) 総会付議事項に関する事前説明ならびに会長への意見具申。 (2) 理事会からの諮問及び評議員の動議に応じたの審議。会長に対して必要事項の勧告及び進言。 (3) その他の会長からの諮問事項の審議と会長への意見具申。 (随時意見具申)	第五章 評議員会 (評議員) 第5.2条 本会に20名以内の評議員を置く。評議員は、理事会の決議を経て、会長がこれを任免する。 2 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。 3 期の途中で欠員が生じた場合においても、補充は行なわない。 (評議員会) 第5.2条 評議員会は原則として年1回会長が招集する。 2 評議員会の議長には、会長があたる。 3 会長は評議員会の開催通知を14日前に評議員に行なう。 (審議事項) 第5.3条 評議員会の審議事項は次の各号に定めるものとする。 (1) 総会付議事項に関する事前説明ならびに会長への意見具申。 (2) 理事会からの諮問及び評議員の動議に応じたの審議。会長に対して必要事項の勧告及び進言。 (3) その他の会長からの諮問事項の審議と会長への意見具申。 (随時意見具申)

第5.4条 評議員は、書面をもって随時本会の運営について会長に意見を具申できる。

第六章 常置委員会

(常置委員会)

第6.1条 本会の目的を達成するため、次の常置委員会をおく。

- (1) 総務委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 学術委員会
- (5) 普及委員会

(総務委員会の任務)

第6.2条 総務委員会は、本会の庶務、総会および記念行事等の年度計画ならびに会員確保などに関する会務を行う。

(編集委員会の任務)

第6.3条 編集委員会は、本会の発行する会誌に関する企画、編集および出版などを行なう。会誌に投稿された論文の審査は編集委員会において行なう。

(企画委員会の任務)

第6.4条 企画委員会は、本会の組織、制度、事業ならびにその他の基本事項に関する調査、計画および立案などを行う。

(学術委員会の任務)

第6.5条 学術委員会は、安全・環境に関する科学および技術の調査および交流、ならびに学術的会合の計画および実施などを行う。

(普及委員会の任務)

第6.6条 普及委員会は、各種災害の防止のための知識および技術の向上、ならびに普及を図るために、各種事業の計画及び実施を行う。

(常置委員会の構成)

第6.7条 常置委員会には、委員長1名および、副委員長および委員若干名を置く。委員長は、会員の中から、理事会の議決を経て会長が委嘱する。副委員長および委員は、会員の中から委員長の推薦に基づいて、会長が委嘱する。各担当常任理事は委員として参加する。なお、各担当理事の委員長または副委員長兼任は防げない。

(常置委員会の招集および議長)

第6.8条 常置委員会は委員長が招集し、その議長となって会議の運営に当たる。

(審議事項の報告)

第6.9条 常置委員会において審議した事項は、理事会に報告しなければならない。

(委員長、副委員長および委員の任期)

第5.4条 評議員は、書面をもって随時本会の運営について会長に意見を具申できる。

第六章 常置委員会

(常置委員会)

第6.1条 本会の目的を達成するため、次の常置委員会をおく。

- (1) 総務委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 学術委員会
- (5) 普及委員会

(総務委員会の任務)

第6.2条 総務委員会は、本会の庶務、総会および記念行事等の年度計画ならびに会員確保などに関する会務を行う。

(編集委員会の任務)

第6.3条 編集委員会は、本会の発行する会誌に関する企画、編集および出版などを行なう。会誌に投稿された論文の審査は編集委員会において行なう。

(企画委員会の任務)

第6.4条 企画委員会は、本会の組織、制度、事業ならびにその他の基本事項に関する調査、計画および立案などを行う。

(学術委員会の任務)

第6.5条 学術委員会は、安全・環境に関する科学および技術の調査および交流、ならびに学術的会合の計画および実施などを行う。

(普及委員会の任務)

第6.6条 普及委員会は、各種災害の防止のための知識および技術の向上、ならびに普及を図るために、各種事業の計画及び実施を行う。

(常置委員会の構成)

第6.7条 常置委員会には、委員長、副委員長各1名および委員若干名を置く。委員長は、会員の中から、理事会の議決を経て会長が委嘱する。副委員長および委員は、会員の中から委員長の推薦に基づいて、会長が委嘱する。各担当常任理事は委員として参加する。なお、各担当理事の委員長または副委員長兼任は防げない。

(常置委員会の召集および議長)

第6.8条 常置委員会は委員長が召集し、その議長となって会議の運営に当たる。

(審議事項の報告)

第6.9条 常置委員会において審議した事項は、理事会に報告しなければならない。

(委員長、副委員長および委員の任期)

第6.10条 常置委員会の委員長、副委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 任期の途中で辞任した者の後任となる者の任期は、前任者の残任期間とする。 第七章 その他委員会 (その他委員会の設置) 第7.1条 本会の会務運営および定款第5条の事業遂行のために、本細則第3.2条、第6.1条及び第9.6条で定める委員会のほかに、その他委員会を設けることができる。 2 その他委員会の設置または廃止は、理事会で決定する。 (その他委員会の構成) 第7.2条 その他委員会の委員長は会員の中から理事会の議決を経て会長が指名し、委員は委員長の推薦に基づいて会長が委嘱する。なお、委員には理事が参加する。 2 その他委員会はとくに必要な場合、会員外の専門家を委員にすることができる。 (その他委員会の招集および議長) 第7.3条 その他委員会は委員長が招集し、その議長となって会議の運営に当たる。 (審議事項の報告) 第7.4条 その他委員会において審議した事項は、理事会に報告しなければならない。 (委員長および委員の任期) 第7.5条 その他委員会の委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 任期の途中で辞任した者の後任となる者の任期は、前任者の残任期間とする。 第八章 監事監査 (監査の目的) 第8.1条 監査は、本会の業務の執行状況および財産の運用状況が適正かつ効率的に実施されているかどうかを確認することを目的とする。 (監査の対象) 第8.2条 監査は、本会の財産管理および業務の執行状況について行うものとする。 (監査の種類) 第8.3条 監査は、決算監査と特別監査とする。 2 決算監査は、4月から翌年3月までの1年間における毎会計年度ごとに作成した貸借対照表、財産目録、活動計算書等について、その適否を検証するほか、業務の執行状況について行う監査である。 3 特別監査は、理事会において指定した特別の事項につき、監査の請求に基づき行う監査である。	第6.10条 常置委員会の委員長、副委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 任期の途中で辞任した者の後任となる者の任期は、前任者の残任期間とする。 第七章 その他委員会 (その他委員会の設置) 第7.1条 本会の会務運営および定款第5条の事業遂行のために、本細則第3.2条、第6.1条及び第9.6条で定める委員会のほかに、その他委員会を設けることができる。 2 その他委員会の設置または廃止は、理事会で決定する。 (その他委員会の構成) 第7.2条 その他委員会の委員長は会員の中から理事会の議決を経て会長が指名し、委員は委員長の推薦に基づいて会長が委嘱する。なお、委員には理事が参加する。 2 その他委員会はとくに必要な場合、会員外の専門家を委員にすることができる。 (その他委員会の召集および議長) 第7.3条 その他委員会は委員長が召集し、その議長となって会議の運営に当たる。 (審議事項の報告) 第7.4条 その他委員会において審議した事項は、理事会に報告しなければならない。 (委員長および委員の任期) 第7.5条 その他委員会の委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 任期の途中で辞任した者の後任となる者の任期は、前任者の残任期間とする。 第八章 監事監査 (監査の目的) 第8.1条 監査は、本会の業務の執行状況および財産の運用状況が適正かつ効率的に実施されているかどうかを確認することを目的とする。 (監査の対象) 第8.2条 監査は、本会の財産管理および業務の執行状況について行うものとする。 (監査の種類) 第8.3条 監査は、決算監査と特別監査とする。 2 決算監査は、4月から翌年3月までの1年間における毎会計年度ごとに作成した貸借対照表、財産目録、収支計算書等について、その適否を検証するほか、業務の執行状況について行う監査である。 3 特別監査は、理事会において指定した特別の事項につき、監査の請求に基づき行う監査である。
--	--

(監査の結果) 第8.4条 監事は、監査の結果について監査報告書を作成し、総会に報告するものとする。 なお、報告書に記載することを要しない事項および改善を要する事項等については、文書または口答で報告するものとする。 (事故等の監事への報告) 第8.5条 本会の業務運営上に著しく影響を及ぼすと認められる事項が生じたときは、会長は速やかに監事にその旨を報告しなければならない。 (会議への出席) 第8.6条 監事は、本会の理事会その他必要な会議に出席し、意見を述べることができる。	(監査の結果) 第8.4条 監事は、監査の結果について監査報告書を作成し、総会に報告するものとする。 なお、報告書に記載することを要しない事項および改善を要する事項等については、文書または口答で報告するものとする。 (事故等の監事への報告) 第8.5条 本会の業務運営上に著しく影響を及ぼすと認められる事項が生じたときは、会長は速やかに監事にその旨を報告しなければならない。 (会議への出席) 第8.6条 監事は、本会の理事会その他必要な会議に出席し、意見を述べることができる。
第九章 学会賞 (学会賞の種別) 第9.1条 定款第5条（4）に基づき、この法人に次の四賞を設ける。 安全工学論文賞 北川学術賞 玉置功労賞 奨励賞 第9.2条 安全工学論文賞は、会誌に優れた論文を発表し、安全工学の進歩に貢献した会員である著者に授与する。 第9.3条 北川学術賞は、安全に関する学術の研究、教育、啓蒙等に著しく貢献した会員個人に授与する。 第9.4条 玉置功労賞は、安全に関する技術の開発、応用、管理等に、または本会の発展に著しく貢献した活動歴のある個人に授与する。 第9.5条 奨励賞は安全工学研究発表会において優れた研究発表を行った35歳以下の会員個人に授与する。 (選考委員会の設置) 第9.6条 本会は、候補者の選考を公正に行うため、選考に際して次の委員会を設ける。 (1) 安全工学論文賞選考委員会 (2) 北川学術賞選考委員会 (3) 玉置功労賞選考委員会 (4) 奨励賞選考委員会 (選考委員会の構成) 第9.7条 選考委員会の委員長は会長が理事の中から指名し、委員は会員の中から委員長の推薦に基づいて会長が委嘱する。 (選考の方法) 第9.8条 安全工学論文賞は、前暦年および前々暦年の2年間に会誌に掲載された論文の中	第九章 学会賞 (学会賞の種別) 第9.1条 定款第5条（4）に基づき、この法人に次の四賞を設ける。 安全工学論文賞 北川学術賞 玉置功労賞 奨励賞 第9.2条 安全工学論文賞は、会誌に優れた論文を発表し、安全工学の進歩に貢献した会員である著者に授与する。 第9.3条 北川学術賞は、安全に関する学術の研究、教育、啓蒙等に著しく貢献した会員個人に授与する。 第9.4条 玉置功労賞は、安全に関する技術の開発、応用、管理等に、または本会の発展に著しく貢献した会員個人に授与する。 第9.5条 奨励賞は安全工学研究発表会において優れた研究発表を行った35歳以下の会員個人に授与する。 (選考委員会の設置) 第9.6条 本会は、候補者の選考を公正に行うため、選考に際して次の委員会を設ける。 (1) 安全工学論文賞選考委員会 (2) 北川学術賞選考委員会 (3) 玉置功労賞選考委員会 (4) 奨励賞選考委員会 (選考委員会の構成) 第9.7条 選考委員会の委員長は会長が理事の中から指名し、委員は会員の中から委員長の推薦に基づいて会長が委嘱する。 (選考の方法) 第9.8条 安全工学論文賞は、前暦年および前々暦年の2年間に会誌に掲載された論文の中

から、選考委員会が候補論文を選び、理事会の議決を経て決定する。 第9.9条 北川学術賞および玉置功労賞は、それぞれの選考委員会が会員の意志を反映した方法により候補者を選び、理事会の議決を経て決定する。 第9.10条 奨励賞は前暦年中に開催された安全工学研究発表会において発表された講演の中から、選考委員会が候補講演を選び、理事会の議決を経て決定する。 第9.11条 四賞の授与は、それぞれ年一回2件以内とし、同一個人には同時に複数の賞は授与しない。 (表彰) 第9.12条 受賞者には、安全工学会総会において賞状および副賞を授与する。 2 奨励賞受賞者を除く安全工学会賞受賞者は、研究業績等について講演を行うものとする。 第十章 その他 (細則の改廃) 第10.1条 定款施行細則の改訂または廃止は、<u>理事会</u>の議決を得て行うものとする。<u>その結果を次の総会へ報告するものとする。</u> 付 則 この定款施行細則は、平成17年5月25日から施行する。 平成18年5月23日第4.5条、第4.5条の2、第6.3条、第6.5条、第6.6条および第7.1条を改正、同日施行する。 <u>平成25年5月22日 見直し改定し同日施行する。</u>	中から、選考委員会が候補論文を選び、理事会の議決を経て決定する。 第9.9条 北川学術賞および玉置功労賞は、それぞれの選考委員会が会員の意志を反映した方法により候補者を選び、理事会の議決を経て決定する。 第9.10条 奨励賞は前暦年中に開催された安全工学研究発表会において発表された講演の中から、選考委員会が候補講演を選び、理事会の議決を経て決定する。 第9.11条 四賞の授与は、それぞれ年一回2件以内とし、同一個人には同時に複数の賞は授与しない。 (表彰) 第9.12条 受賞者には、安全工学会総会において賞状および副賞を授与する。 2 奨励賞受賞者を除く安全工学会賞受賞者は、研究業績等について講演を行うものとする。 第十章 その他 (細則の改廃) 第10.1条 定款施行細則の改訂または廃止は、総会の議決を得て行うものとする。 付 則 この定款施行細則は、平成17年5月25日から施行する。 平成18年5月23日第4.5条、第4.5条の2、第6.3条、第6.5条、第6.6条および第7.1条を改正、同日施行する。
--	---